土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(五件)

特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査 ( 道路建設課 ) ...

目

次

9月13日 (火曜日)

構

造

延

툱

道

路

幅

員

工事の概要

上部工

平成 17 年

2

下部工

構

造

数

量

\_ 基

二 基

RC固定アー チ形式橋りょう

| | 五・六メートル

(車道七・〇メートル)

Щ

П

契約の締結 (物品管理課)......

土地改良事業の工事の完了 ( 農村整備課 ) ......

土地改良事業の工事の完了の届出 (農村整備課).....

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 ( 県民生活課 ) ........ 

# 山口県告示第四百九十一号

札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格 の審査の申請の時期、 より、県道山口宇部線四十八瀬川橋(仮称)橋りょう整備工事の契約に係る指名競争入 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十一第二項の規定に 方法等について次のとおり定めた。

平成十七年九月十三日

県道山口宇部線四十八瀬川橋 (仮称)橋りょう整備工事

工事場所 吉敷郡小郡町大字上郷字福田村から同大字字一ノ井出上小村までの間

\_ 井 関 成

山口県知事

### 入札参加資格

直接基礎壁式橋脚

深礎杭基礎逆筆式橋台

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 ( 二者で

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

七 七

- 等級であること。 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA 示 (平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。) 二の①の規 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
- 2 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。) 第三条第六項に規 定する特定建設業の許可 (土木工事業に係るものに限る。) を受けていること。 出資比率が三十パーセント以上であること。
- 営事項審査」という。)の土木一式工事の総合評点又は総合評定値が千以上である 九第一項に規定する総合評定値の通知)を行ったもののうち直近のもの (以下「経 十六年三月一日以降に経営事項審査を受けた場合にあっては、法第二十七条の二十 成十七年九月十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事がその結果の通知 (平成 共同企業体の代表者の法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査で平
- 評定値が九百以上であること。 共同企業体の代表者以外の者の経営事項審査の土木一式工事の総合評点又は総合

## 入札参加資格の審査

号

# 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

出しなければならない 争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 (以下「申請書等」という。) を提 へ札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の○に規定する共同企業体競

- 共同企業体協定書の写し
- 経営事項審査結果通知書の写し又は総合評定値通知書の写し
- 特定建設業の許可通知書の写し
- 委任状

### 申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

申請書等の提出場所

 $(\Xi)$ 

山口土木建築事務所 山口市神田町六番一〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十七年九月十三日から同月二十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

でに発送する。 指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年十月五日ま

四

○) にすること。 この審査についての問合せは、山口土木建築事務所 (電話〇八三-九二二-一〇七

# 山口県告示第四百九十二号

の申請の時期、 加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格の審査 より、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第一工区)の契約に係る指名競争入札に参 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十一第二項の規定に 方法等について次のとおり定めた。

平成十七年九月十三日

山口県知事 = 井 関 成

# 土砂災害警戒区域等に係る基礎調査 (第一工区)

履行場所
防府市大字西浦、大字切畑及び大字台道地内

### $(\Box)$ 業務の概要

二年法律第五十七日土砂災害警戒区域等	業
5) 第四条第一項における土砂災害な	務
項に規定する基礎調査が実所止対策の推進に関す	内
する法律(平成十	容
一〇〇件	調査対象件数

### 入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、 次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で

- 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
- サルタント業務のA等級であること。 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コン 示 (平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。) 二の○の規 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
- 2 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であ ること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- 山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のものの土木関係建設コンサ ルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。 共同企業体の代表者の告示二の□に規定する審査で平成十七年九月十二日までに
- 入札参加資格の審査
- 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

出しなければならない。 争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 (以下「申請書等」という。)を提 入札参加資格の審査を受けようとする者は、 告示四の①に規定する共同企業体競

- 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

よるものは、受け付けない。

申請書等の提出場所

(四) 申請書等の提出期間及び時間 防府土木建築事務所 防府市駅南町一三番四〇号

平成十七年九月十三日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで 入札参加資格の審査結果の通知方法

(五) までに発送する。 指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年九月三十日

四 その他

五)にすること。 この審査についての問合せは、防府土木建築事務所 (電話〇八三五-二二-三四八

# 山口県告示第四百九十三号

の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。 より、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査 (第二工区) の契約に係る指名競争入札に参 加する者に必要な資格 (以下「入札参加資格」という。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の十一第二項の規定に )及び当該入札参加資格の審査

平成十七年九月十三日

県

山口県知事 = 井 関 成

土砂災害警戒区域等に係る基礎調査 (第二工区)

П

履行場所 防府市大字富海、 大字牟礼及び大字江泊地内

 $(\Box)$ 業務の概要

Щ

二年法律第五十七号) 第四条第一項に規定する基礎調査土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十 業 務 内 容 調査対象件数 一〇〇件

### 入札参加資格

構成するものに限る。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 ( 二者で ) とする。

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

示 (平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。) 二の○の規 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コン

サルタント業務のA等級であること。

- 2 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第十条の三に規定する測量業者であ
- 出資比率が三十パーセント以上であること。
- 山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のものの土木関係建設コンサ ルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。 共同企業体の代表者の告示二の□に規定する審査で平成十七年九月十二日までに
- 入札参加資格の審査

Ξ

- 出しなければならない 争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 (以下「申請書等」という。)を提 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等 入札参加資格の審査を受けようとする者は、 告示四の一に規定する共同企業体競
- 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

3

申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない。 申請書等は、 共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

申請書等の提出場所

防府市駅南町一三番四〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

防府土木建築事務所

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

平成十七年九月十三日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

までに発送する。 指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年九月三十日

兀

五)にすること。 この審査についての問合せは、防府土木建築事務所 (電話〇八三五-二二-三四八

# 山口県告示第四百九十四号

より、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査 (第三工区) の契約に係る指名競争入札に参 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十一第二項の規定に

加する者に必要な資格 (以下「入札参加資格」という。) 及び当該入札参加資格の審査 の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年九月十三日

山口県知事 = 井

> 関 成

土砂災害警戒区域等に係る基礎調査 (第三工区)

下関市大字吉田及び大字吉田地方地内

業務の概要

 $(\underline{\phantom{a}})$   $(\underline{\phantom{a}})$ 

履行場所

二年法律第五十七号土砂災害警戒区域等	業
七号)第四条第一項に規定する基礎調査域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	務
松定する基礎調査 附止対策の推進に関す	内
9る法律 (平成十	容
七八件	調査対象件数

### 入札参加資格

報

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (二者で

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

サルタント業務のA等級であること。 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コン 示 ( 平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。 ) 二の①の規 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であ

山

П

出資比率が三十パーセント以上であること。

山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のものの土木関係建設コンサ ルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。 共同企業体の代表者の告示二の〇に規定する審査で平成十七年九月十二日までに

三 入札参加資格の審査

共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

出しなければならない 争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 (以下「申請書等」という。)を提 人札参加資格の審査を受けようとする者は、 告示四の一に規定する共同企業体競

- 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

- 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない。 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、 郵便又は電信に

申請書等の提出場所

下関土木建築事務所 下関市貴船町三丁目二番一号

申請書等の提出期間及び時間

(四)

平成十七年九月十三日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

入札参加資格の審査結果の通知方法

(五) 指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年九月三十日

兀

までに発送する。

) にすること。 この審査についての問合せは、下関土木建築事務所 (電話〇八三二-二三-七一〇

# 山口県告示第四百九十五号

の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。 より、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査 (第四工区) の契約に係る指名競争入札に参 加する者に必要な資格 (以下「入札参加資格」という。) 及び当該入札参加資格の審査 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の十一第二項の規定に

平成十七年九月十三日

山口県知事 = 井 関

成

- 土砂災害警戒区域等に係る基礎調査 (第四工区)
- 履行場所 長門市俵山地内
- 業務の概要

二土	
法律第五十七号) 気災害警戒区域等に	業
<b>第四条第一項に規定する基礎調査のける土砂災害防止対策の推進に関</b>	務
る基礎調査 (策の推進に関する法律 (	内
海(平成十	容
六五件	調査対象件数

入札参加資格

入札に参加できる者は、 次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (二者で

構成するものに限る。)とする。 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である 示 ( 平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。 ) 二の○の規 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

サルタント業務のA等級であること 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コン

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であ

出資比率が三十パーセント以上であること

ルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。 山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のものの土木関係建設コンサ 共同企業体の代表者の告示二の□に規定する審査で平成十七年九月十二日までに

Ξ 入札参加資格の審査

共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

出しなければならない 争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 (以下「申請書等」という。)を提 へ札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の①に規定する共同企業体競

共同企業体協定書の写し

口

- 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 委任状

山

申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

 $(\Xi)$ 申請書等の提出場所

長門土木建築事務所 長門市東深川一八七五番地の

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十七年九月十三日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

までに発送する。 指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年九月三十日

四 その他

この審査についての問合せは、長門土木建築事務所 (電話〇八三七-二二-二九二

○) にすること。

# 山口県告示第四百九十六号

の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。 加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格の審査 より、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査 (第五工区) の契約に係る指名競争入札に参 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の十一第二項の規定に

平成十七年九月十三日

山口県知事 井 関

成

土砂災害警戒区域等に係る基礎調査 (第五工区)

業務の概要

履行場所 萩市大井地内

二年法律第五十七号)第四条第一項に規定する基礎調査土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十土砂災害際の推進に関する法律(平成十 業 務 内 容 調査対象件数 六三件

入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 ( 二者で

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

サルタント業務のA等級であること。 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コン 示 (平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。) 二の○の規 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

2 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であ ること

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

ルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。 山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のものの土木関係建設コンサ 共同企業体の代表者の告示二の□に規定する審査で平成十七年九月十二日までに

Ξ 入札参加資格の審査 四

その他

三)にすること。

この審査についての問合せは、

萩土木建築事務所 (電話〇八三八-二二-〇〇四

出しなければならない 争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 (以下「申請書等」という。)を提 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等 八札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の①に規定する共同企業体競

- 共同企業体協定書の写し
- 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない。 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

申請書等の提出場所

萩土木建築事務所 萩市大字江向五三一番地の

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十七年九月十三日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

までに発送する。 指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年九月三十日

### (四八二) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十七年九月十三日

落札に係る物品の名称及び数量 口県立大学 山口市桜畠三丁目二番一号

> 山口県知事 = 井 関 成

事務を担当する出先機関の名称及び所在地

学生情報管理システム 一式

(四八三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

同項第一号 第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年十一

平成十七年九月十三日

申請のあった年月日 平成十七年九月一日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

者 の 氏 名 河杉ふみ江

代

表

主たる事務所の所在地 防府市華園町七番一七号

定款に記載された目的

Ξ

Ξ 契約の相手方を決定した手続

般競争入札

落札者を決定した日

兀 平成十七年七月二十二日

落札者の名称及びその主たる事務所の所在地 大興電子通信株式会社 東京都新宿区揚場町二番一号

五

六 落札金額

四百九十七万七千円

七 入札公告日

平成十七年六月十日

その他

契約担当者 山口県立大学長

岩田

啓靖

調達方法

落札方式 借入れ

 $(\Xi)$ 

最低価格

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

月一日までの間、 山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

成

関成